

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 5 月 9 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部管財課事務係（債権管理担当） 電話 011-211-2222

メールアドレス kanzai@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市電話納付案内センター管理運営業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約日から令和 7 年（2025 年）5 月 31 日までとする。

(4) 履行場所

受託者事業所内に設置されたコールセンター

(5) 入札方法

総価で行う。課税事業者は、見積もった本体価格に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を落札希望金額とし、当該金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。免税事業者は、見積もった本体価格を落札希望金額とし、当該金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「情報サービス、研究・調査企画サービス業」又は「その他サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（IS027001）の認証を取得している者であること。

(7) 過去に官公庁から直接コールセンター業務（アウトバウンド）を 1 年以上継続して受注し、それを良好に履行した実績があること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ。また、入札説明書等は、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

(ホームページURL <http://www.city.sapporo.jp/kanzai/keiyaku>)

- (2) 入札書の提出方法
持参又は郵送
- (3) 入札書の提出期限
令和6年5月23日(木) 9時00分(上記1の契約担当部局に必着)
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年5月23日(木) 10時00分
財政局管財部契約管理課入札室(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所14階北側)

5 入札手続等

- (1) 入札保証金
免除

- (2) 契約保証金
要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び祝日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否
要

- (5) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

開札後、札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、有効な入札をした者があった場合は、落札者の決定を保留し、そのうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札者の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する(事後審査方式)。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

電子メールにより提出する場合、その旨を契約担当部局に事前に申し出たうえで提出すること。差出人アドレスは、「札幌市競争入札参加資格(物品・役務)」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者の入札を、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しない者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (6) 詳細は入札説明書による。